

2016年12月16日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 小田 敦子

「人事労務に関する規程等の改正」に関する団体交渉申し入れ

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、三重大学のさらなる充実・発展のため多大なるご尽力を頂き、一同より感謝申し上げます。

さて、去る8月8日に人事院が俸給引き上げを勧告し、政府も10月14日に人事院勧告の完全実施を給与関係閣僚会議と閣議で決めました。これを受けて、三重大学も12月8日付で人事労務に関する規程等の改正を提案されています。

この件につき、三重大学教職員組合は、下記の点につき要求し、団体交渉を申し入れます。

ご多忙中とは存じますが、12月26日を期日として、ご回答いただければ幸いです。

記

1. 扶養手当の変更について

- ・ 教授会にて配布された給与改定の方針では、今回の改正により本給関係および勤勉手当で約1億円の人件費増が見込まれると書かれておりますが、扶養手当については大学の支出が増加するのか減少するのかの記述がありません。大学当局は扶養手当の改正に伴う大学全体の支出額の変化について試算されましたでしょうか。もし試算されたのであれば、その数値をご提示ください。
- ・ 大学法人は新規教職員の採用数が減少しており、構成員の高齢化が進んでいる組織です。したがって、他の組織を対象として算定された扶養手当のルールを単純に三重大学に適用するわけにはいかないと考えます。そこで、大学全体の扶養手当について、現行および平成32年の想定額をお示しください。

今回の改正では、号級により扶養手当が減少する教職員も存在し、それらの教職員にとっては労働条件の不利益変更となりますので、団体交渉の実施を要求します。